

以上學問  
以下經濟

江戸時代の  
經濟策

金座、銀座  
金銀銅貨  
東洋西洋  
莫大の利益

農工商業の  
進歩

者を聘して政教の顧問となししより、各藩の政治は藩主の專斷に出づるにかゝはらず、施政おのづから一致し、文武をはげまし、風俗を正し、勤儉をすゝむると共に産業の發達をはかれるなど、共通せる點すこぶる多かりき。儒學と共に盛になりしは國內の産業なり。江戸時代に於て明主の譽ある人は、必ずみづから衣食を節して質素の模範を示し、儉約を士民にすゝむるを常とすれど、これと同時にまた大いに意を殖産興業にそゝぎて國民の福利を増進せんことにとめたり。

家康以來、幕府は佐渡・越後・但馬・石見など諸國の鑛山を盛に發掘し、金座・銀座を設けてあまたの金・銀・銅貨を鑄しめ、また廣く東洋・西洋の諸外國と貿易を興して莫大の利益を收め

高史三

和同  
長年開  
二倍  
三十七  
二四  
二七

たりき。然るに鎖國以後外國貿易を支那・オランダの二國に限り、しかも金銀の海外に流出するを防がんがために、新井白石の建議を納れて貿易の額に制限を加へたれば、外國との通商はしだいに縮少せられぬ。かゝる間に、國內の産業はこれに代りて興れり。中にも、わが國は古より瑞穂の國と稱して農業を以て立國の本となしたるを以て、幕府ははやくよりこれを重んじ、士農工商の階級を立てて農民をば武士の次に列して庶民の主位に置き、また田地の永代賣を禁じて富豪の兼併を防ぎ、貧しきものまたは病めるものの田地は隣人をしてその耕作を助けしめなどしたり。かくて元祿時代の前後には、各地に新田の開かるゝありて農事もやうやく進み、農書もはじめて刊行せらる。安藝の人宮崎安貞は

農業者の奨励

由長民

田代

新田

農業書

工業

陶器

金工

漆器

織物

木綿物

支那

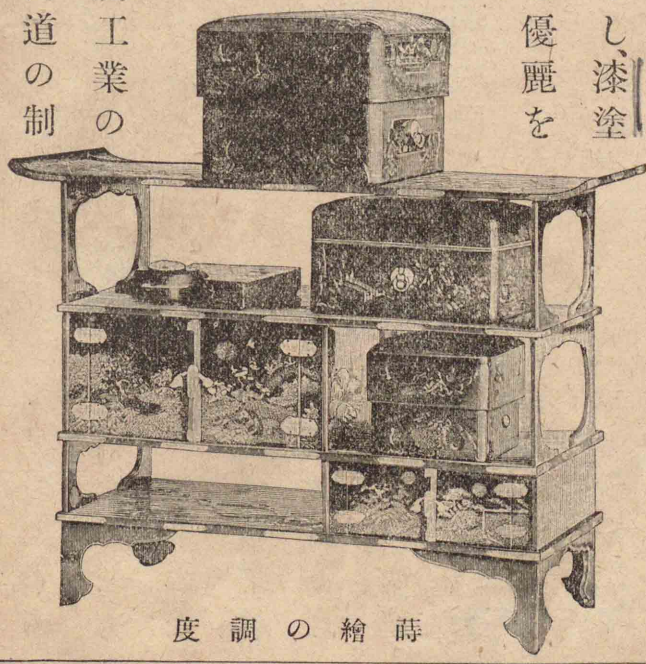
絹布

商業

河村

問屋

諸國をまはりて栽培の法を究め、遂に農業全書十卷を著せり。工業もこの頃よりいよく發達し、意匠すぐれて雅致ある陶器、各地に製造せられ、また社會の華奢につれて、金工は刀劍の裝飾に精巧をつくし、漆塗は調度の蒔繪にすこぶる優麗をきはめぬ。織物には東北地方の絹布、關西地方の木綿類最もあらはれしが、服飾の美を競ふに至りて、縮緬友禪染鹿子絞などの製出盛になれり。農工業のかく進歩したると共に、街道の制



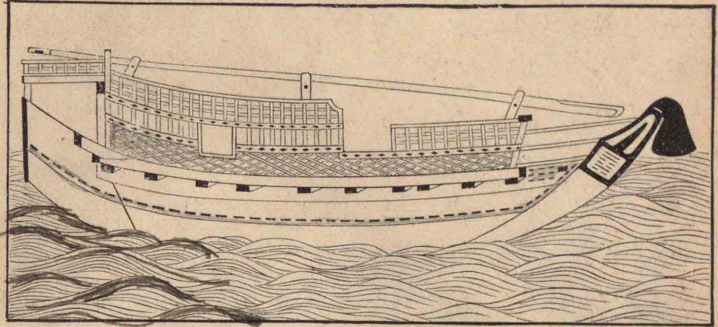
蒔繪の調度

高史三



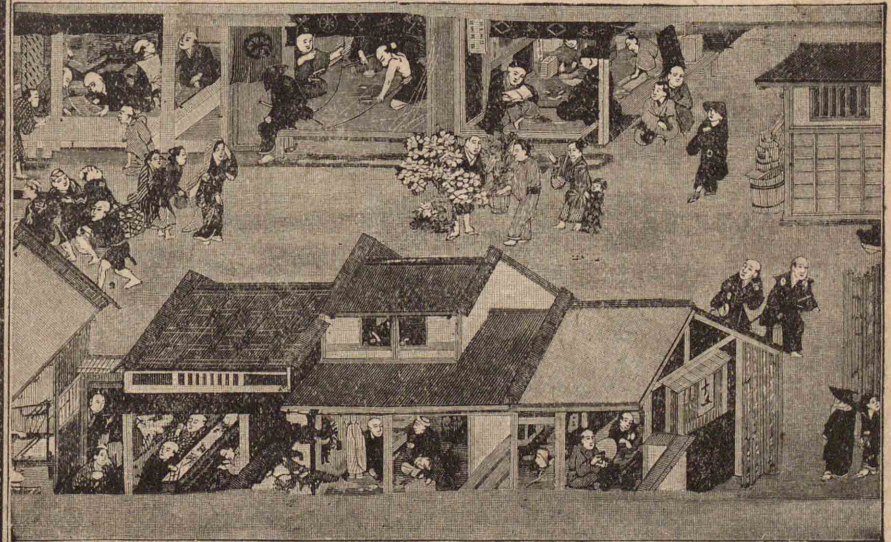
整ひ交通も便利となりしかば、商業また盛となり、商用の飛脚も江戸・京都・大阪の三都の間を往來し、後には東北地方に及べり。また河村瑞賢の力により、奥羽の米穀類を東西の兩航路によりて遙かに江戸に廻送するの途開かれしが、ついで江戸・大阪の商人ら問屋組合を作りて菱垣廻

産業の振興



經濟に用ひ、常に綿服をまとい、華麗なる門を毀ちなどし

船を通ずるに及び、菱いよ／＼商業の隆盛をうなゑがしぬ。八代將軍吉宗の職に就くや特に心を

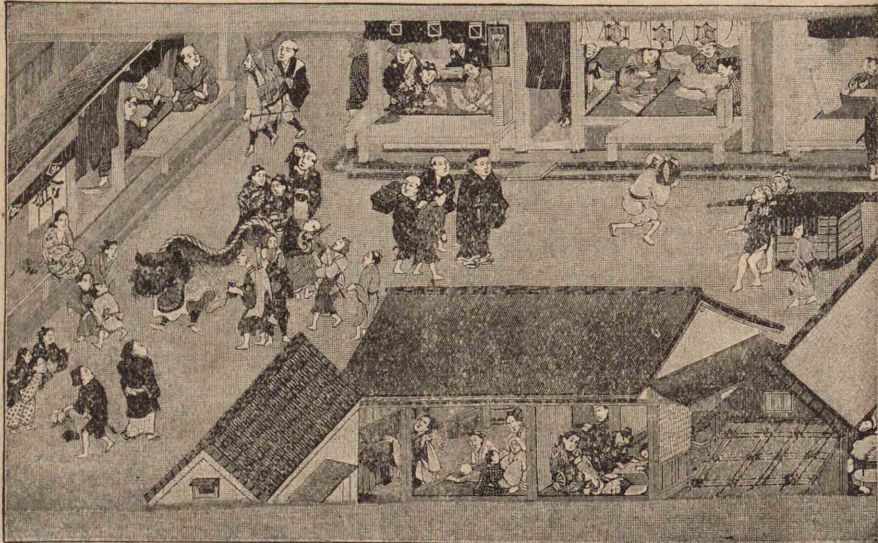


の 都 京

高史三

人蔘 砂糖 新田 水利 柳地 便云

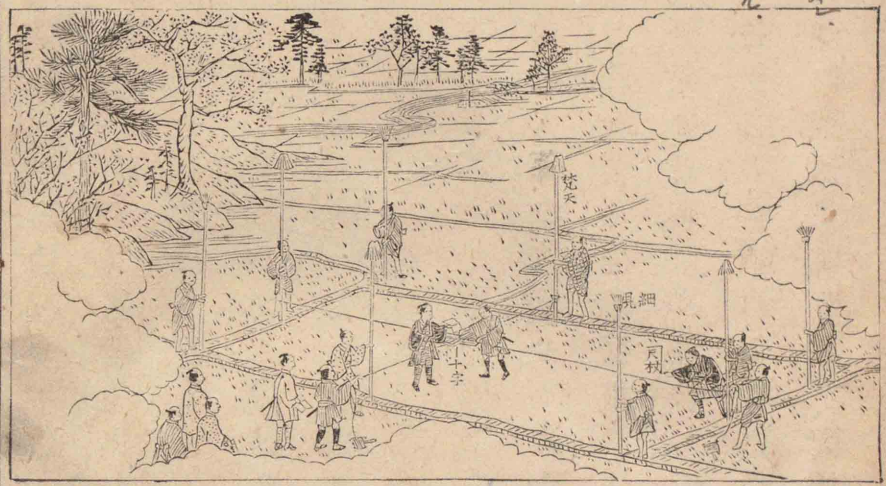
て社會に節約をすゝむると共に、一面大いに殖産興業を奨励せり。當時朝鮮人蔘は高價にて容易にあがなひがたく、砂糖はもつぱら支那に輸入をあふぐの様なりしかば、吉宗はみづから指圖して城内に人蔘を栽培せしめ、また甘蔗を植ゑて砂糖の製法を研究せしめたり。且、甘蔗の凶荒をすくふに効あるを察し、その苗を各地に分ち、栽培法



店 商

儒學の發達

檢地ヲ行  
 水利ヲ起  
 荒地開墾  
 新田ヲ作ル  
 結果云々  
 國內ノ需要ヲ満タ  
 三餘  
 阿波  
 薩摩  
 四國中國  
 紀州  
 甲州  
 東北地方  
 煙草  
 蠶節  
 藍  
 食塩  
 密柑  
 葡萄  
 蕎麥



地 檢  
 を教へて繁殖をはかりしかば、  
 しばらくにして諸國に傳播し  
 農家の常食の補となりぬ。なほ  
 吉宗は諸國に檢地を行ひて田  
 制を正し、また水利を起して灌  
 漑に便し、荒地を開墾して新田  
 を作らしむるなど、しきりに勸  
 農の法を講ぜしかば、連年米穀  
 の産額おびたゞしく、國內の需  
 要を満たして餘あるに至れり。  
 之に於て諸藩もこれになら  
 ひてつとめて産業を獎勵せし

高史三

殖産獎勵  
 節約勵行  
 經濟豊ニス  
 傷荒貯蓄  
 凶年ニ災厄ヲ免ル  
 免シニシテ  
 上杉治憲  
 出羽米澤藩  
 細川重賢  
 肥後熊本藩  
 三氏向  
 佐藤信淵  
 西洋ノ學說ヲ交ヘ  
 南蠻ノ論ヲ  
 高橋尊徳  
 理財ニ實際  
 ヲハシメテ  
 荒地ヲ開

より、薩摩の煙草、土佐の蠶節、阿波の藍、四國・中國の食塩、紀州の蜜柑、甲州の葡萄、東北地方の蕎麥など、各國の名産はたい  
 ていこの頃より興れり。  
 この後も諸藩主のうちには、殖産の獎勵と節約の勵行とに  
 よりて藩内の經濟を豊にし、平生備荒貯蓄につとめて、凶年  
 にあひても士民をしてよくその災厄を免かれしめたるも  
 の少からず。中にも出羽米澤の藩主上杉治憲、肥後熊本の藩  
 主細川重賢はその治蹟最もいちじるしく、明主としてなら  
 び稱せらる。また民間にも意を産業にそゞぎしもの多く、出  
 羽の人佐藤信淵ははやくも西洋の學說を交へて農業の開  
 發を論じ、相模の人二宮尊徳は殖産理財の實際に精しく、諸  
 藩に招かれて荒地を開拓し、財政を整理し、また報徳社を起

報徳社ヲ起

報徳社

小民相互扶助ヲ  
ハカニ

庶民

寺小屋

讀書

算術

習字

心算

芝居

洋瑠璃

近松

和歌・柳

松尾

治世繪

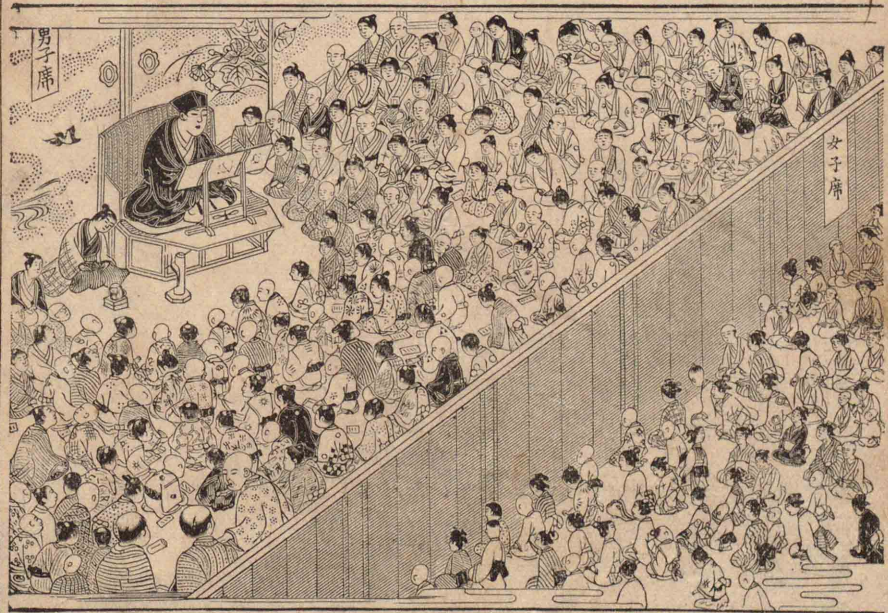
錦繪

小説

狂歌

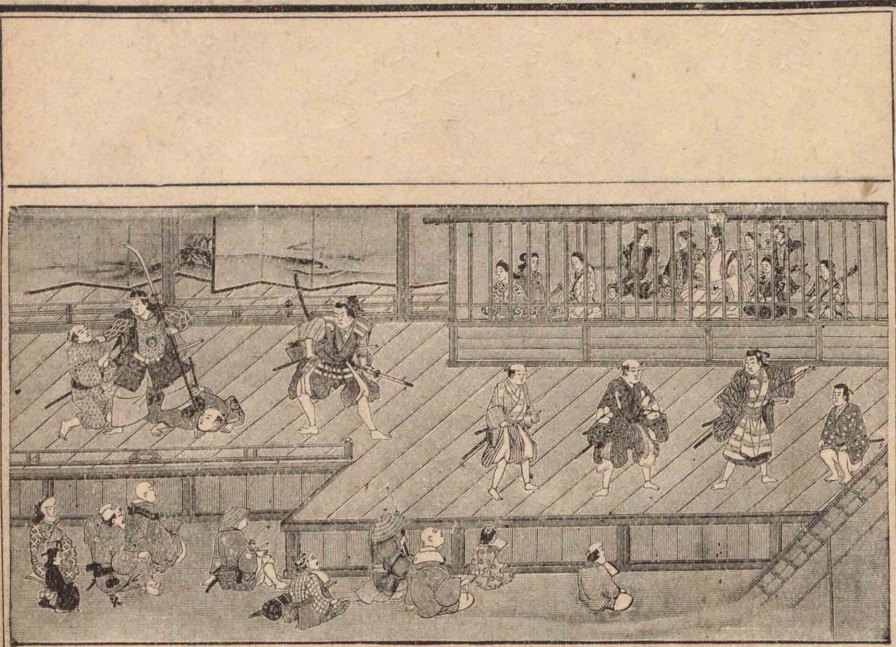
民間に於ける  
文藝の發達

して小民相互の扶助をは  
かりたりき。  
かくの如く農・工商の諸業  
おひく發達して、これら  
に従事する庶民もやうや  
く社會に擡頭し來り、中  
も商人の巨萬の富を重ね  
て勢力を振ふものしだい  
に多くなりぬ。けだし幕府  
及び諸藩に於ける儒學の  
教育は、おほむね武士の階  
級にとゞまりて庶民の間



心學講義

高史三



芝居

に及ばず、庶民はわづかに寺子屋  
にて讀書・算術・習字などを修め、ま  
た心學舎にて卑近なる日常の道  
徳を學び、處世の途を教へられた  
るに過ぎざりき。されど庶民の擡  
頭し來るにしたがひて文藝もお  
のづからその間に發達し、芝居・淨  
瑠璃・俳句などは山村僻邑にもあ  
まねく流傳し、またおもに民間の  
風俗を寫したる浮世繪・錦繪の類  
盛に刊行せらる。なほ小説・狂歌な  
どの作者も多く民間より出でて

廣く庶民に歓迎せられたり。

第九 尊王思想の勃興と王政復古

江戸時代太平久しくうち續きて學問の開くるにしたがひ、尊王の思想おのづから起りてやうやく社會にひろまり、當時の思潮を動かしたり。けだし萬世一系の天皇御みづから國家統治の大權を行はせたまふは、實にわが國體の本質なり。然るに時勢の變遷は政權武家の手にうつり、源賴朝鎌倉に幕府を開きしより、武家相ついで國政を執るの變態を生じたり。されば、はやくも後鳥羽上皇は王政を回復せんと、御志あり。すてにして北條氏源氏につぎて政權をほしいままにし、しばし、聖旨にそむきたるより、上皇はやむなくこ

高史三

れを討たんとはかりたまひ、遂に承久の變となりしが、いまだ御志をとげたまふこと能はざりき。そののち幕府は六波羅府を置きてひそかに京都の監察に備へ、皇位繼承の御事にさへ容喙するに至りたれば、第九十代後醍醐天皇はその不臣を憤りたまひ、遂に北條氏を滅して建武中興の大業を興し、はじめて後鳥羽上皇の御遺志を成したまへり。されど武家の勢力を根絶すること能はざる間には、はやくも足利尊氏らのために乗ぜられ、中興の業むなしく破れ、天皇は吉野に遷幸したまふ。これよりおよそ六十年の間、御歴代のさかななる御意氣と、北畠楠木・新田・菊池など勤王諸將の忠節とにより、よく御勢力を維持したまひたり。然るに第九十代後龜山天皇、天下の紛亂絶ゆる時なく、萬民の塗炭に苦しむをおぼしめ

尊王思想の勃興と王政復古

され、京都にかへりて神器を代後小松天皇に傳へたまひ  
し後は、政權室町幕府に歸し、武家政治再び起りて以て江戸  
時代に至りぬ。

江戸時代には封建の制度全く整ひて、京都に對する政策も  
立ち、幕府は大いに權勢を朝廷の内に張れり。まづ幕府は京  
都に所司代を置き、板倉勝重、重宗父子をはじめ常に人材を  
拔んでこれに任じ、皇室公卿の動靜をうかゞひ、兼ねて關  
西の地方を制せしむ。また朝廷に奏したてまつるべきこと  
あるをりは、武家傳奏をへて關白に通ぜしが、これらの要路  
に當れる官職には、また幕府に關係深き人々を推舉して公  
幕の疏通をはかれり。加ふるに公家諸法度十七箇條を作り、  
天皇の御學問の事を定めてもつばら政道及び和歌を學び

江戸幕府の  
京都に對す  
る政策

武家政治の  
復興  
の  
政策

たまふべしとなせるなど、朝廷の御事に干涉し、またしばし  
ば權勢にまかせ、この法度を勵行して朝臣をおさへたり。殊  
に朝廷の御料は公卿の所領などと合はせて僅かに十餘萬  
石にして、一大名の收入にも過ぎざるほどなり。されど一般  
に國民は久しく武家政治になれてその變態を疑はざるの  
みならず、まづ國體の辨なく、大義名分の何たるを知らざる  
もの少からざりき。

然るに元祿時代の前後、儒學のますく盛なるに及びて、儒  
者にして國體の本質を説くものやうやくあらはれたり。會  
津の人山鹿素行は特にわが武士道を研究してその教を立  
て、また中朝事實を著して皇統の神聖を明かにし、國體の尊  
嚴を説きて大いに國民に覺醒を與へぬ。またこの頃朱子學

儒學の發達  
と尊王思想

政體  
の  
復興  
の  
政策

派に山崎闇齋あり、京都の吉田家につきて神道を學び、これに儒學を交へて一派の神道を開きたりしが、もとこれらの神道は佛教の教義を交ふるところあるも、主として日本書紀の神代の卷を尊重し、これを本として教を立つるにより、おのづから尊王愛國の精神を傳へ、遂にこの學派に竹内式部・山縣大貳の如き尊王家を出すに至れり。水戸の藩主徳川光圀は殊に朝廷を尊び、闇齋派の學者をはじめあまたの儒者を集め、大日本史を編纂して大義を明かにし、夙に神道と儒教との一致を唱へたりしが、さらに幕末に及びて藩主齊昭は藤田東湖と共に盛に國體の尊嚴を唱へて、いはゆる水戸の學風を發揮せり。さればこの學風にならへる諸藩にては、おほむね聖堂の側に産土神をまつり、神官をして釋奠に

高史三

國學の勃興と尊王思想

あづからしむるなど、儒教のうちにもすこぶる國風を帶ぶるところありて、大いに國民精神を鼓舞したり。なほ幕末尊王の志士・學者には、儒學の流を汲める人々はなほだ多かりき。

また元祿の頃僧契沖國學研究の端を開きしが、のち荷田春滿・賀茂眞淵らをへて本居宣長・平田篤胤に至り、その學はじめて大成せらる。これらの學者は、從來の佛教または儒教を交へたる神道をしりぞけ、たゞちにわが古典の精神に復歸せんとして、純粹神道を唱へ、もつぱら古史・古文の研究によりて、わが國家の由來と國民の性情とを明かにし、熱烈に國體の尊嚴君臣の大義を説きて、大いに社會の思潮を動かしたり。されば尊王の思想はまたこれによりて鼓吹せられ、國

高史三

尊王者

山鹿素行

山崎闇齋

竹内式部

山縣大貳

徳川老國

齊昭

藤田東湖

契沖

荷田春滿



尊王思想社  
會にみなぎ

イギリスの  
印度經略ロ  
シアの南下

學者及び神道家にあまたの尊王家を出すに至れり。かくて國史の研究もいよく盛なるにつれ、賴山陽の如きは主として力をこれに盡し、その卓拔なる識見を流暢なる文章によせて人心を鼓舞し、高山彦九郎、蒲生君平の如きは太平記を愛讀して感奮し、四方に周遊して尊王の大義を唱へたり。ここに於て尊王の思想は廣く社會にみなぎり、遂には幕府の專横を憤りて、これを倒して王政を復せんとはかるもの輩出し、やうやく幕府の根柢を動搖せしめたり。かゝるをりから外交上の問題はますます時局を紛糾せし



陽山賴

めて、幕府の自滅をうながしぬ。これよりさきヨーロッパの形勢は大いにかはり、ポルトガル・イスパニヤの兩國はすでに衰へ、これに代りてフランスは大陸に、オランダは海上に勢力を得たりしが、ほどなくイギリス勢盛となり、フランスと印度を争ひてしだい、これが經略の歩を進め、オランダ人を壓倒して東洋貿易の利を奪はんとせり。またロシヤははやくも意を東方の經營に用ひ、まづ人煙稀なるシベリヤの地方を手に入れ、ますます南下して清國と地を接するに至り、これと條約を結びて兩國の國境を議定せり。この頃ペートル大帝出でてカムチャツカ半島を經略せしを發端とし、しだいに千島列島より樺太にわたりてその勢力を張れり。これよりロシヤはしばしば來りて通商を我に求め、その聽か

海防攘夷論  
と外國船擊  
攘令

れざるに及びてたびく北邊に寇せしかば、幕府はこれが  
 防備に苦心したりき。林才子 蘭堂林 蔵  
 この時に當りヨーロッパに於ては、フランスにナポレオン皇  
 帝興り、しきりに諸國を征服し、オランダをもその屬國とな  
 せり。イギリスは當時フランスを敵として争ひたりければ、  
 オランダ船を捕へんがために、その軍艦突然長崎港に亂入  
 したり。この後もイギリス船はしばしばわが西邊に寇して  
 暴行をほしいまゝにせしかば、海防攘夷の論にはかにかま  
 びすしく、遂に第百二代 仁孝天皇の文政八年、幕府は令して外國  
 船のわが海岸に近づくものはことごとくこれを擊攘はし  
 め、またわが商船・漁船などの外國船に接近するを嚴禁し、以  
 て祖法の鎖國政策を勵行せり。

高史三

高史三

第一回の外口  
令 船 撃 攘

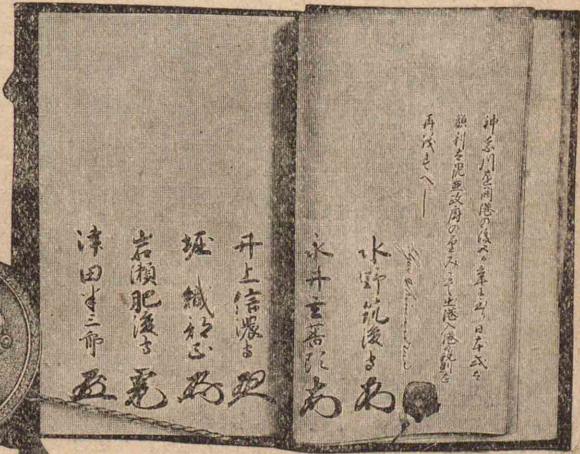
開港論と外  
國船擊攘令  
の緩和

アメリカ合  
衆國使節の  
來朝と假條  
約の締結

然るに海外の事情に通ぜる洋學者のうちには、外國船擊攘  
 の無謀なるを論じ、とうてい開國のやむべからざる旨を主  
 張するものあり。あたかもこの頃隣邦清國はアヘン輸入の  
 事につきてイギリスと戰端を開きて利あらず、上海・廣東な  
 どの五港を開き、且、香港を割讓し、償金を出して和を結べり。  
 この敗戦の報達するや、幕府もかんがみるところあり、天保  
 十三年外國船擊攘の令を緩めて、漂着の外國船には薪水・食  
 料を給して歸國せしむることとせり。  
 時にアメリカ合衆國は新に清國と貿易を開き、また太平洋  
 に於ける捕鯨事業を起せしより、それら船舶の寄港地を我  
 に求めんとて開港を迫り來れり。幕府は取りあへずこれと  
 和親條約を結びて、下田・函館の二港を開きしも、合衆國はな

享政三年  
ハルリス

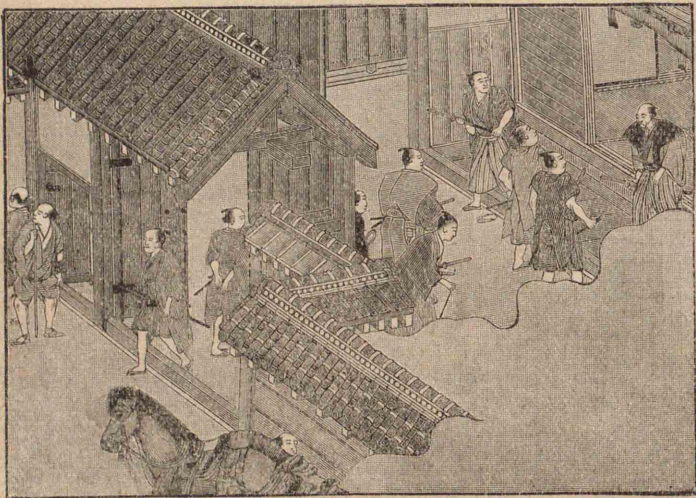
ほ進みてしきりに通商をうながせり。たまく、イギリス・フランスの兩國は同盟して清國と戦を開き大いにこれを破りたれば、その勢に乗じて我が國に通商を迫らんとするの風説あり。こゝに於て幕府は事態すこぶる切迫せりと見て、紀元二千五百十八年第百二十代 孝明天皇の安政五年六月勅許を待たずして断然合衆國との通商條約に調印し、ついで諸外國ともこれに準じて通商條約を締結し、外交はいよゝゝ多事となれり。



文末の約條のとスリギイ

江戸幕府の衰微と大政奉還

公卿及び志士の中には、幕府が勅許を待たずして條約に調印せしを憤り、時の大老井伊直弼の専斷をとがむるもの多かりしが、たまく、將軍繼嗣の問題に直弼衆議をしりぞけたれば、いよゝゝ世論をひき起せり。然るに直弼は安政の大獄を起して反對せるものをことごとく罪し、ために人々の怨を受け、遂に櫻田門外に要撃せられて身を果ししかば、幕府の威光にはかに墜ち、内外の問題日を追うて紛糾を重ねぬ。時に幕府



幕府四民の建言を徴す

四 將軍の御座  
十三代將軍に於ては  
古く將軍の御座  
公武合體論  
權を實に  
蛤師附の妻  
大皇の  
我カス  
三十四代  
將軍の  
御座  
不  
に  
將軍  
御座  
御座

朝廷に上る。その文にいはいはく、



は士風すでに廢れ、財政また窮乏を告げてもはや實力を有せざれば、今までの如く國事を專行すること能はず、廣く四民の建言を徵するのやむを得ざるに至れり。將軍慶喜すなはちこの大勢を察し、政令を一にして内外多事の際に當らんと欲し、京都二條城にて諸藩の意見を聽き、紀元二千五百二十七年、慶應三年十月十四日、決然大政奉還の表を

高史三

明治維新と大化の改新

當今外國の交際日に盛なるに依り、愈々朝權一途に出で不申候ては綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕り候へば、必ず海外萬國と可立立候。臣慶喜國家に所盡不過之と奉存候。と。慶喜さらに將軍職を辭し、ついで全國の諸藩主みな將軍にならひてその版籍を奉還せり。明治天皇いづれもこれを嘉納したまひたれば、從來の私民私土は再び公民公土となり、大政朝廷にかへりて明治維新の大業こゝに全く成れり。思ふに封建世襲の制度はとうてい開國進取の時勢に適すべくもあらず、その舊習を破りて人材を登庸し、また私民私

土をやめて政權を朝廷に收むべきは、まさに大化改新の際に於けると相似たり。しかもいづれもまづ下より政權を奉還したるを以て、まゝ外國の政變のをりに起れるが如き、大なる紛亂を見ざりき。かくて頼朝以來およそ七百年にわたれる武家政治も一朝にして跡を絶ち、王政復古の新政着々として進み、國體の精華はいよゝゝ發揮せられぬ。

第十 自治制度の發達 立憲政體の確立

江戸幕府倒れて封建制度は廢れ、明治維新以來天皇親政の下に、わが國の古制に基づき、廣く西洋諸國の制度を參酌して政治を改良したれば、諸般の制度年を追うて整ひ、全く面目を一新せり。中にも地方自治制度の發達は立憲政體の確

自治制度と立憲政體

の發達

口是  
五箇條  
又  
人  
口  
五  
性

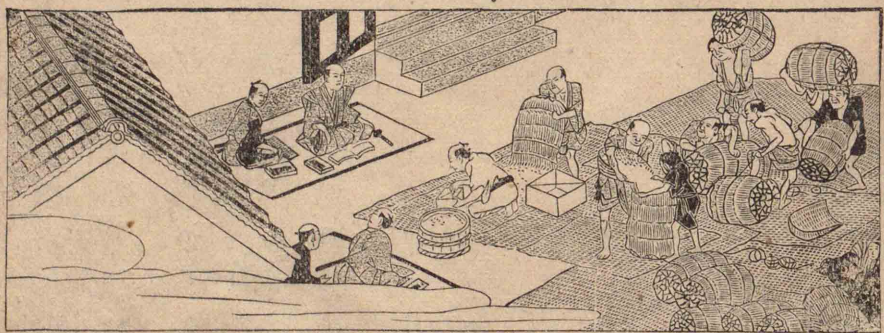
高史三

校一校訓是  
口一  
口  
一  
致

江戸時代に於ける自治の制度

立と相ならびて最もいちじるしきものなり。

現行の自治制度は舊時の自治の制度に由來せるところ少からず。わが國には古來隣保團結の美風あり。江戸時代に及びては、幕府みづから政治の大綱をにぎり、その他はすべて各藩の大名にまかせたるが、それもおもに士卒に對する政務にとゞまり、百姓・町人などの庶民には、地方の舊慣によりてそれゝ、自治の風習を保たしめたり。こゝに於て自治の制度おのづから發達せり。當時村を支配するも



庄屋と百姓

版籍奉還 (明二)  
廢藩置縣 (明四)

村一  
十二人

のを名主なぬしまたは庄屋しやうやといひ、その職を世襲するものあれど、また村民の選舉によるもあり。もつぱら領主の命令を奉じて村民を取りしまり、また村内の産業・交通などをもつかさどり、一村の利害には、村民を代表しておのが一身を犠牲ぎせいとするを常とす。その下に村民はおほむね五戸を以て組合を作り、その内に起れる事件には共に連帶責任を負ひ、互に善をすゝめ悪を懲らし、以て部内の治安ちあんを維持するにつとめたりき。これを五人組ごにんぐみ制度といふ。

かくて地方の政務は主としてかゝる自治の制度によりて圓滑えんかくに行はれたりしに、明治維新に至りていつたんこれらの舊制を破りたり。然るに年を追うて再びその必要を感じ、舊來の隣保團結の美風を尊重すると共に、廣くヨーロッパ諸

三万五千以上  
市

○市制町村制  
府縣制の發

國の制度を參酌して、こゝに新に自治制度を布ひけり。すなはち地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進せしむるために、明治二十一年市制町村制を發布し、市・町・村を自治體として、各公選せる議員を以て市・町・村會を組織してその部内の諸般の事務を議せしめ、その議決したることを執行する行政機關としては、公選の市・町・村長を以てこれに當てたり。ついで二十三年さらに府縣制の發布あり、府縣には公選せる議員より成れる府縣會及び府縣參事會、主としてその部内に於ける財政上の事項を議決する機關となれり。これより自治の制度はおひ／＼に整ひたれば、人々互に相融和し、公共の利益幸福のために協同一致してますますその運用につとむるに至れり。



市の分布圖  
町下城のとも・  
のもしりざらあに町下城。

高史三  
高史三

立憲政治の  
由來

地方自治の發達とともになひて内治の制度に一大變革を與へたるは立憲政體の確立なり。けだしいつれの國もはじめは多く主權者の專制によりて政治を行ひ來りしに、文化の進むにしたがひて、やうやく國民の自覺をよび起し、遂に立憲の政治にうつり行くを常とす。わが國にては、歴代の天皇大政を御みづからしたまふや、常に民意を重んじたまひしかば、政治はきはめてなだらかに行はれたりしに、そのち時勢變遷して政權武家の手にうつりしより、全く將軍諸大名の獨裁政治となり、民意は多くみとめられざりき。然るに一たび王政に復してより、明治天皇は時勢の進運をみそなはし、廣く人材を求めて公議輿論を採用するの國是を立てたまひ、五箇條御誓文の第一條に、廣く會議を興し萬機公論

明治二十年以後  
天權思想  
他日、或は  
の憲法と違わ  
は、他日、  
と、民と  
向へん  
あり  
降下  
以て  
臣民も

第十 自治制度の發達 立憲政體の確立

に決すべしと仰せたまへり。政府はこの聖旨に基づきて公議所ぎぎしよを設け、地方より公議人を集めて制度・律令を議せしめ、また待詔局たいせうきよくを開きて庶民の建言を納るゝなど、おひ／＼に輿論を採用するの施設を進めぬ。

そののち西洋の新文明はしきりに輸入せられ、社會の文化やうやく開け行くにしたがひ、民間にては民權の大いに尊重せざるべからざる所以ゆゑんをさとるに至れり。然るに西洋にては、はやくよりイギリスに於て立憲政治行はれ、しだいにアメリカ・フランス・ドイツの諸國にも行はれたれば、歐米に留學せるものはその議院制度の美を稱し、わが國にも議政權擴張の必要を説くもの多く、遂に明治七年副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平らは民選議院設立の議を建白す

立憲思想の發達

高史三

るに至れり。こゝに於て天下これに和し世論囂々たりしが、政府はこれをしりぞけて漸進主義をとり、地方官會議を東京に、府縣會を地方に開かして、まづ議政權擴張の歩を進め、立憲政治を立つるの階梯かいていとなせり。されど民間には急進を主張するもの多く、あるひは政談演說會を開きて時事を論じ、あるひは新聞雜誌に筆を鼓して輿論をよび起し、以てその主張を貫かんとするものあり。中にも板垣退助は愛國公黨ことうとうを組織して盛に民權自由の説を唱へ、遂に有志八萬餘人の連署を以て國會の開設を請願するに及べり。かくて一般の政治思想大いに進みたるより、天皇は明治十四年勅を下して、來る二十三年を期して國會を開くべき旨を宣したまふ。よりにて板垣退助は自由黨を、大隈重信は改進黨を組織



帝國憲法の制定

三憲法草案の成立

板垣退三

江藤

外務省

長瀬

明治十九年

伊藤博文

板垣退三

外務省

明治十九年

八月

三月



し、各主義政綱を立てて國會開設に對する準備をなせり。一方政府は憲法取調のため伊藤博文らをヨーロッパに派遣して、各國の制度典例及び立憲政治の實況を視察せしむ。まもなく博文ら取調を終へて歸朝するや、制度取調局を設け、博文をその長官として憲法の起草に當らしめたり。十八年に至りて中央の官制に大改革を行ひ、新に内閣制度を立て、ついで二十一年には樞密院を設けて天皇の最高顧問府となし、さらに地方の自治制度を整へて憲法實施の準備をなせり。かゝる間に大日本帝國憲法の草案成りし、青かば、天皇これを樞密院の議に付し、親臨して統

高史三

宮中勅令取調局

十八年

自政改革

内閣組織

從來の勅令

廢す

各省大臣

十省

宮中

宮中大臣

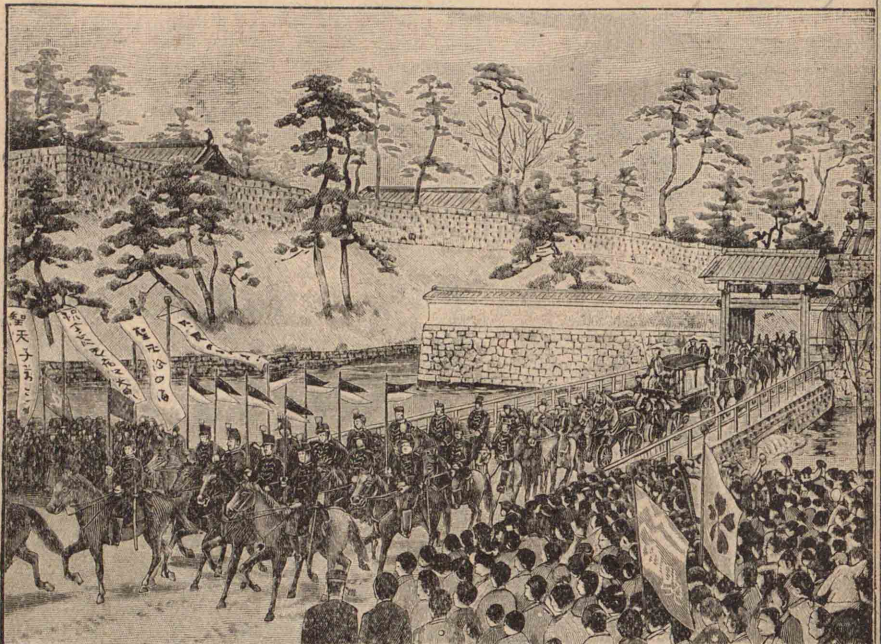
二十一年

板垣退三

二十一年

二月十日

憲法公布



に理したまひ、ひたすら國家の隆昌と臣民の慶福とを増進せんとの大御心よりこれを欽定せられ、いよ、明治二十二年紀元節の佳辰を以て臨、これを發布したまへり。この日天皇まづ賢所、皇靈殿に祖宗の神靈を祭りて制定の事を告げたまつり、ついで皇后と共に正殿に出でまし、皇



欽定憲法  
 明治二十三年十一月  
 第一回帝國議會  
 東京に召集せられ、爾來立憲政體の實年と共に舉れり。

今年、帝國議會、  
 第五回あり。

外交の進歩

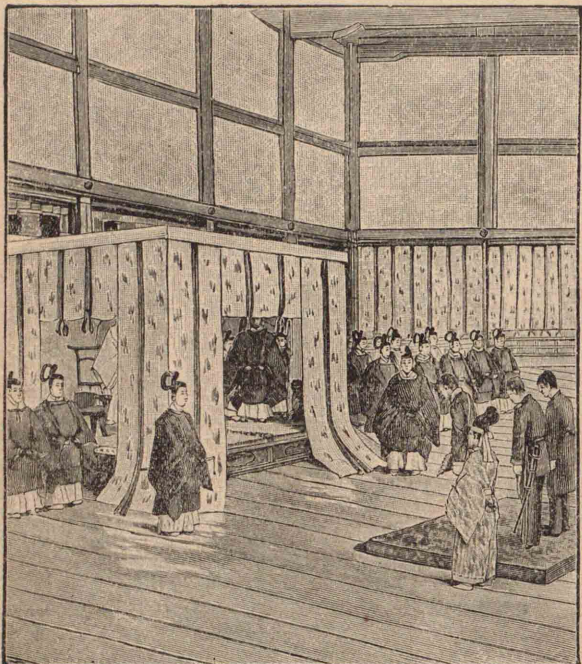
第十一 最近世界の形勢と我が外交

法則を定めたまへり。これまたわが國體に重大なる關係を有する國家の大法にして、天皇崩ずる時は皇嗣たゞちに踐祚して神器をうけたまふ旨を明かにせらるゝなど、列聖の遺法こゝに整ひて國家の基礎いよく固くなりぬ。憲法の附屬法規として、議院法・貴族院令・衆議院議員選舉法など公布せらる。帝國議會は貴族院衆議院の二院より成り、法律及び歳入・歳出の豫算はすべて帝國議會の協賛を経るを要す。二十三年十一月、第一回の帝國議會東京に召集せられ、爾來立憲政體の實年と共に舉れり。

わが國は東洋諸國に率先して立憲政體を確立し、年を追う

高史三

十二月五日  
 其の地位に無く  
 は存する人々  
 條約改  
 外交の進歩



明治天皇外國公使に謁を賜ふ

て憲政の美果を收むると共に、ますます外交の歩を進めたり。さきに徳川氏國を鎖して士民久しく太平の夢をむさぼりしに、たちまち浦賀灣頭一發の砲聲に目ざめてより、國際關係にはかに紛糾したりしが、やがて明治維新となりて新政府は斷然開國の方針を立て、天皇京都の皇宮に於て各國公使に謁を賜ひ、ついで公使をおもなる條約國に駐劄せしめ、廣く歐米の諸外國と親善を重ねたまへり。されど

朝鮮をたし

征韓論

西南戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

東洋に於ては幾多の外交問題つねに朝鮮を中心として起り、あるひは清國と兵火を交へ、あるひはロシアと衝突するのやむを得ざるに至りしが、これ一に我の東洋の平和を以て念とせるがためにして、遂に明治四十三年韓國の併合により、禍亂の淵源全く絶たれぬ。こゝに於て我が國の實力大いに諸外國に認められしに、さらに大正三年たまく歐洲大戦起り、これに参加するに及びて我が國はいよゝゝ世界に重きをなすに至れり。

ヨーロッパの形勢を見るに、ドイツにては、さきに、有名なるビスマルク出でて自國の發展をはかりしより、國力ますます勃興し、大いに海軍を擴張して從來覇を唱へたるイギリスの海軍に對抗せんとし、また、その國內に於ける工業の發達

高史三

朝鮮事問題

征韓論 五年

西郷隆盛

江蘇新平

板垣退助

後藤象次郎

樺太十島交換問題

天津條約十年

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

日露戦争

日清戦争

は、世界の市場よりイギリスの商品を驅逐せんとする有様なりしかば、イギリスはためにすこぶる脅威を感じたり。然るにフランスはかねてよりドイツと反目し、かつてその屬州をドイツに奪はれたるをうらみ、復仇の念しきりに燃え、またロシアはヨーロッパに散在せる同民族を統一せんとし、ドイツの同民族統一の理想と相對したり。さればイギリス、フランス、ロシアの三國は互に協商を結び、これらと利害の關係にて兩立せざるドイツ、オーストリア、ハンガリー及びイタリヤの三國同盟に對抗し、こゝに二大勢力相對立しておのづからヨーロッパの大勢を支配し、兩者の衝突はとうてい免るべからざるの勢なりき。

バルカン半島のセルビヤ地方の人民はロシアと同民族に

我が國の參加

て、常にロシヤの後援を得たりしに、オーストリアは日露戦役の結果ロシヤの頓挫せるに乘じ、セルビヤ地方に壓迫を加へたれば、セルビヤの志士は協會を作りてオーストリアの勢力を排斥せんと企て、オーストリアの皇太子を暗殺せしより、こゝにいよく、大戦の烽火はあがりぬ。すなはちドイツ・オーストリアはセルビヤを伐たんとし、ロシヤ・フランスはセルビヤを助け、イギリスもこれと結びて、互に兵火を交ふるに至れり。その後イタリヤ・アメリカ合衆國などもドイツ側と國交を斷ち、トルコなどはドイツ側に組して共に戦に参加したれば、戦局はいよく、ひろがり、ヨーロッパの大陸はもとより、海上及び植民地にも波及して、世界空前の大戦となれり。開戦のはじめ、ドイツは租借地たる膠州灣にて

高史三

平和會議

しきりに戦備を修め、その艦艇東亞の海洋に出没して東洋の平和を危くするより、我が國は日英同盟の好を重んじ、東洋の平和を確保するためにドイツに勧告するところありしも、應ぜざりしかば、やむなく大正三年八月遂にドイツに對して宣戦を布告せり。よりてまづイギリス軍と聯合して青島を陥れ、さらに南洋に進みてマーシャル・カロリン・マリヤナ・ヤップ・パラオなど、ドイツ領の諸島を占領したり。かゝる間にロシヤにては革命起り、ドイツと單獨に講和を結びたりしも、英佛などの聯合軍はますく、力を合はせてドイツに當りしかば、ドイツ遂に力盡きて和を請ひ、列國の全權委員パリに於て平和會議を開けり。かくて大正八年ドイツ・オーストリア・ハンガリーなどの諸國に對し、軍備の

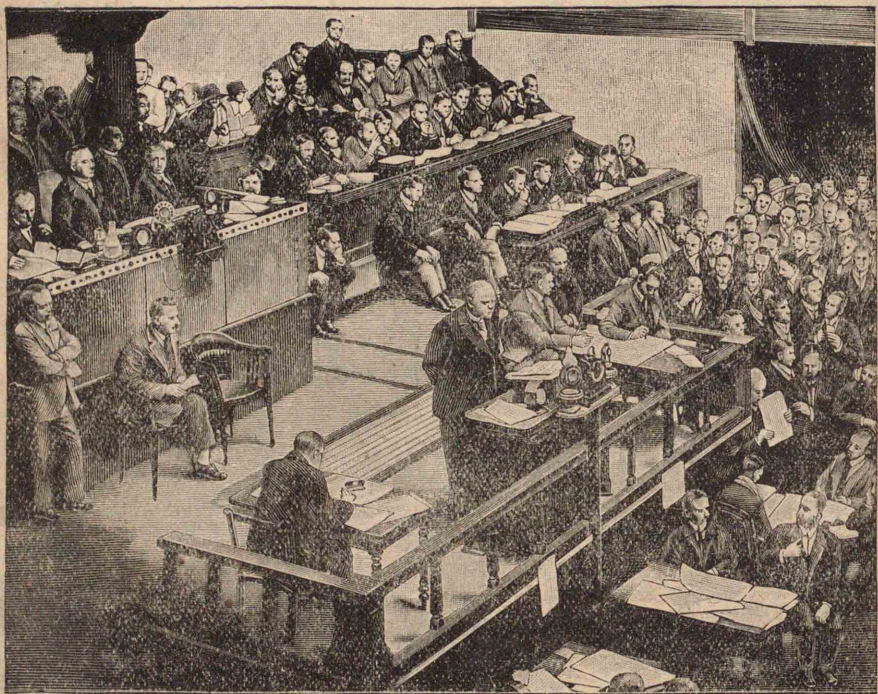
國際聯盟

制限、領土の處分、損害の賠償などを議定し、やがてこれら諸國との間にそれ〴〵平和條約を結びたり。我が國は西園寺公望、牧野伸顯らの委員をこの會議に參列せしめ、イギリス、アメリカ、フランス、イタリヤの諸國と共に世界に於ける五大國の一として種々の重要會議にあづかりしが、條約の結果我が國が占領せる舊ドイツ領の南洋諸島を統治する委任を受くるに至りぬ。

なほこの會議のをりアメリカ合衆國大統領ウィルソンの提議により、國際間の戰爭を防止し世界の平和を保つために、列國の間に國際聯盟を結ぶこととなれり。今やこの聯盟は數十國の加入を得、その本部をスウイスのジュネーブに置きて諸種の國際問題を處理しつゝあり。

ワシントン會議

ほどなく大正十年アメリカ合衆國は、軍備制限及び極東太平洋問題につきて關係諸國を招きて、ワシントンに國際會議を開きたり。我が國よりは海軍大臣加藤友三郎ら使節として參列し、協議を重ねたる結果、イギリス、アメリカは五、我が國は三、フランス、



國際聯盟會議

東洋の狀勢

南洋諸島  
英領  
印度  
マラカ  
香港(ア  
威海衛  
オーストラ  
オーストラ  
ポルネ  
マラ  
海峽植民地(マ  
マラッカ

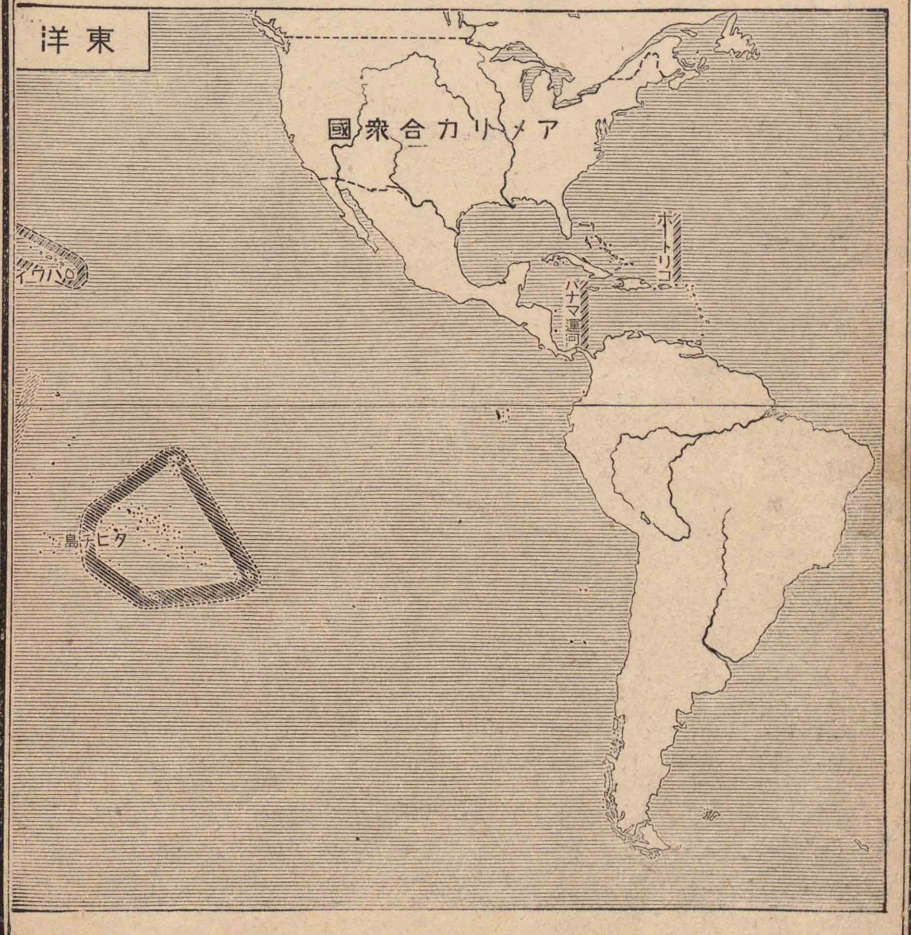
イタリヤは一七五の比率を定めて各國の主力艦の噸數を制限し、なほ太平洋島嶼防備にも制限を加へたりしが、この時我が國はイギリス・アメリカ・フランスと共にさらに四國協約を結び、太平洋方面に於ける各自の屬島・領島に起れる紛議は共同して解決すべきこととせり。かくて世界外交の中心は、やうやく東洋の方面にうつり來りぬ。けだし近世歐米諸國に於て工業いちじるしく發達し、列強はその製品の販路を世界の各地にひろめて、各、自國を富まさんとはかりて、しきりに植民政策を施したるが、その活動は大いに東洋に於てあらはれたり。中にもイギリスはやくより印度を經營し、さらにオランダと植民地を交換してマラッカを得、ついで清國とアヘン戦争に勝ちて香港を

高史三

佛  
タニ島  
佛領印度支那  
廣州灣  
獨  
オーストラ  
ポルネ  
マラ  
海峽植民地(マ  
マラッカ

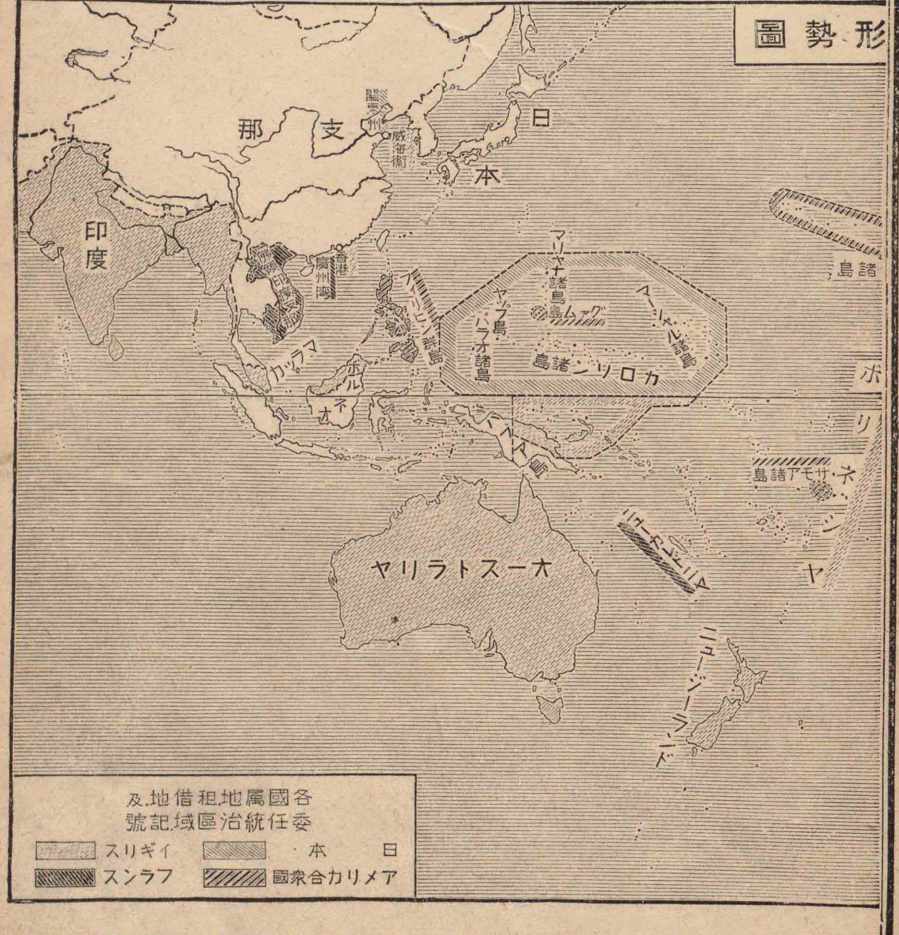
得、日清戦役の後に威海衛を租借しておひく、根據地を東方に進め、また南方にてはオーストラリヤの經營をはじめ、ボルネオ・パプア・ニューギランド及びポリネシヤ群島中の多數の島嶼を占有し、極東太平洋上に至大の勢力を占めたり。フランスはまづ大洋洲にタヒチ島・ニューカレドニア島を占有し、ついで交趾支那を取りて遂に今の佛領印度支那と成し、日清戦役の後は廣州灣を租借せり。アメリカ合衆國はサモア島を分割し、ハワイ諸島を併合し、イスパニヤと戦ひてフィリピン群島・グアム島などを割讓せしめ、太平洋上に根據地を得るに及びて大西洋と連絡するため、パナマ運河を開鑿し、着々東洋に活動の歩を進めたり。しかして歐洲大戦後は、さきにドイツ領たりし太平洋諸島中、赤道以北のものは

我が國の統治に歸し、赤道以南のものは多くオーストラリアの統治するところとなりしより、太平洋上に於ける



高史三

列強の領土はますます交錯して、その關係一層複雑となり。これに於てやもすれば紛議のその間に生ずるな



高史三



我が外交方針

きを保せず。これ四國協約の結ばれたる所以なり。ひるがへりて我が隣邦の狀勢を見るに、支那はさきに帝政亡びて共和國となり、ロシヤも相ついで共和政治を布き、いづれも内政に一大變動を起せり。しかも東洋の平和を確保せんとする我が外交の方針は從來とかはるところなく、支那共和國とは厚く國交を修め、協同して東洋文化の發達につとめ、またロシヤとも協商して和親を結びたり。現在我が國は、條約を結びて大使または公使を取りかはせる國々ひろく三十餘國に及び、これらの諸國と手をたづさへて世界の平和に盡さんとす、我が國の責任また大なりといふべし。

第十二 現時國勢の一般

明治維新以來人文の發達

明治維新以來わづかに六十餘年、内治外交共に驚くべき進歩をなしたりしが、殊に歐洲大戰以來一段の進展をなし、國運の隆昌なること實に古今に絶せり。現時わが國の領土は明治の初年に比してほとんど二倍し、人口はまさに三倍に達せんとし、財政の如きは數十倍の膨大を致し、文化また年々に進みて萬般の事項全く面目を改めたり。われらはよく維新以來人文發達の由來を顧みて新時代に處するの途を講ぜざるべからず。

國防の整備

近時歐洲大戰の慘禍にかんがみて世界平和の主義しきりに唱へらる。世界の平和を保障せんには、まづ自國の獨立を維持して國家の體面を保たざるべからず、これ國防の必要なる所以なり。わが國も明治維新以來國防の事年を追うて

軍備  
平時  
戰時  
聯隊  
旅團  
師團  
旅團  
師團  
旅團  
師團

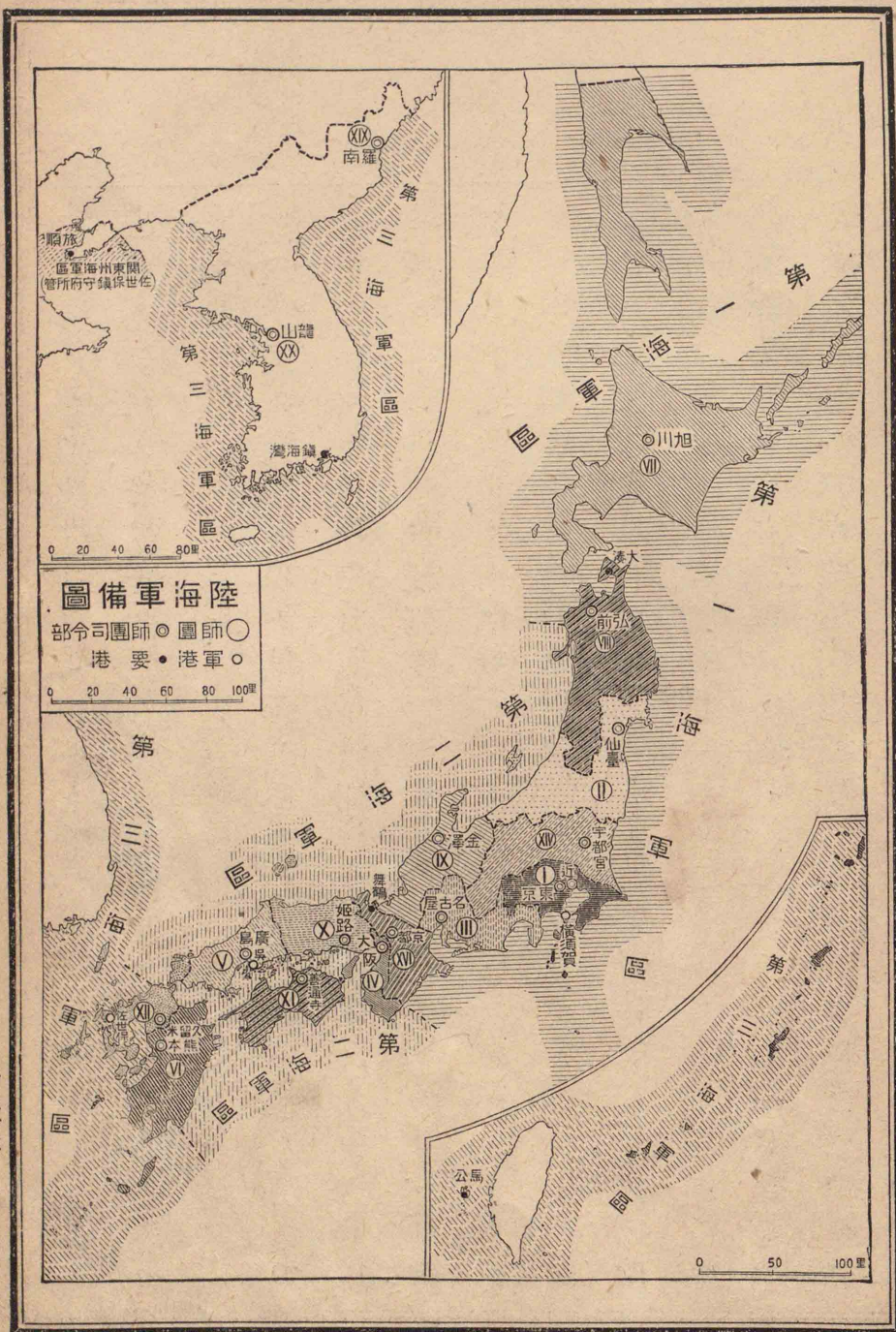
方面軍

第十二 現時國勢の一般

整ひ、よく世界の列強と伍して國家の威信を發揚したりき。明治のはじめ斷然數百年來の武士の制度を廢し、六年新に徴兵令を布きて國民皆兵の古制に復し、十五年天皇は特に軍人に勅諭を下して、軍人の守るところを教へたまへり。爾來海陸の軍備は着々整へられ、日清・日露の兩役をへてしだいに擴張せられ、國防の實いよく備れり。今や陸軍は近衛師團の外十六師團より成り、要地にはそれ／＼要塞を置けり。海軍は全國の海岸及び海面を三海區に分ち、各區に軍港ありて各鎮守府を置く。天皇は陸海軍を統帥したまひ、國民は滿十七歳より滿四十歳までの男子ことごとく兵役に服するの義務あり。今各地に在郷軍人會あり、常に義勇奉公の精神を以て社會公共のために盡し、また全國に青年訓練所

高史三

高史三



設けられ、普通學の外に教練をも課して一般青年の心身を鍛練し、國民の資質を向上し、兼ねて國防に資するの一端となせり。

通信交通機關の發達

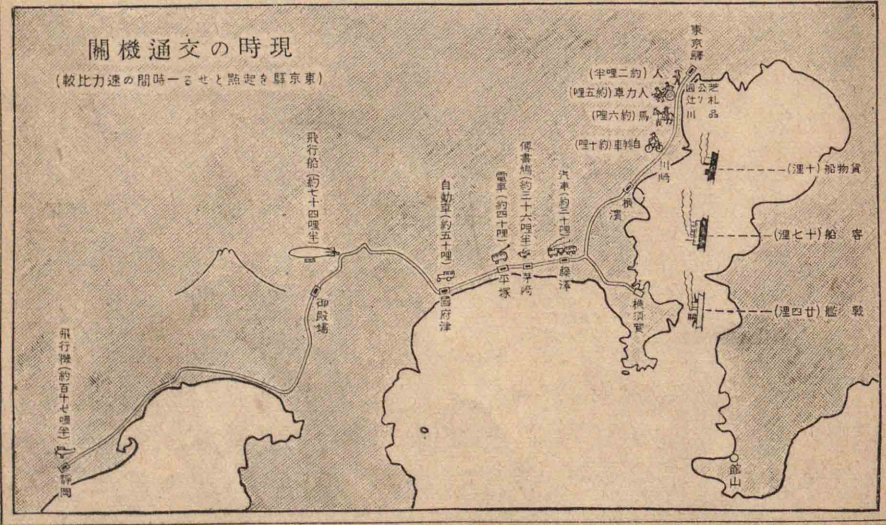
通信・交通の機關も明治維新と共にたちまち一變し、明治二年はじめて電信線を東京横濱間に架し、四年には東京・京都・大阪三都の間に郵便制度を開始し、ついで十年電話を京濱間に試用したり。その後いづれも驚くべき長足の進歩をなし、今や無線電信は日常の用に供せられ、ラヂオの放送は廣く行はれて文化の發達を助くるところ少からず。鐵道は明治五年わづかに京濱間に敷かれたるに過ぎざりしが、その線路年々延長し、今や國有と私設とを合はせて一萬哩を越えたり。海運は八年横濱上海間に外國航路を開きたるを端

高史三

産業貿易の振興

として内外の航路大いに開け、これに使用せらるゝ汽船はすべて二千餘隻、およそ四百萬噸に達せんとし、英・米二國に次ぎ、世界の海運界に於て第三位を占むるの盛況を呈せり。なほ近時航空術いよいよ發達して、飛行機・飛行船はい般の通信・交通に供せられて社會に多大の便益をもたらさんとす。通信・交通機關の發達はひいてわが國の産業貿易を大いに振興せしめたり。かつて西洋に於て蒸氣

現時交通機關の比較  
(比較力速の間時一と點起を縣京東)



機關及び紡績機などの發明ありてより、從來の工業はたちまち大規模となり、いはゆる産業界の革命を來したりき。我が國もこれら新機械の輸入せらるゝにつれて、政府及び民間に於てしきりに大規模の工業を起したれば、機械紡績造船・電氣・化學の諸工業相ついで勃興し、從來の産業界を一變せり。したがひて大資本の會社組織せられ、諸種の産業大いに興り、外國貿易も年を追うて振ひ、生絲・綿織物その他の海外に輸出せらるゝ額もおひ／＼に増加せり。また農業もしだいに學術を應用して米穀蠶種などの品質を改良し、その産額の増加をうながし、これにとまひて林業・水産業ならび興りぬ。しかしていづれにも諸種の組合設けられ、同業者が互にその利便をはかり、相共に研究してその業の發達を

助けたれば、産業界はすこぶる發達したり。されど近年貿易は輸入超過はなほだしく、鐵の如き工業の原料は多くこれを外國にあふぎ、農産物の主たる米穀の類も内地の産出にて需要を満たすに足らず、毛織物はもとより、棉花の如き衣服の原料もこれを外國より輸入せざるべからず。しかして最近わが國の人口は年々數十萬人の増加を見、累年食糧の不足を告げつゝあり。されば、内には北海道・樺太・朝鮮・臺灣などの人口稀薄なる地方に移りてその拓殖につとめ、外には進んで發展の地を海外に求むると共に、ますます産業・貿易を振興して以て國力の充實を期すべきなり。

ひるがへりて文化の方面を見るに、宗教には、明治維新に際し、復古の氣分社會にみなぎるにつれて、一時神道の諸派盛

に興れり。それらはいづれもわが國の神祇を祭り、それ〴〵教義を立つるものなり。またキリスト教も開國進取の思潮にともなひて、やうやく江戸時代のながき教禁より解かれてその布教を許され、年を追うてひろまりぬ。されど古來最も深く人心にしみ、國民多數の信仰を支配するものは、もとより佛教にして、多くの信徒を有し、教界に勢力を占む。これら神・佛・耶の三教は、はじめ互に相排撃してまゝ、迫害を加ふることもありしが、憲法の制定ありて信教の自由を許されたるより、やうやく融和して、いづれも圓滿なる發達を見るに至れり。教育は、明治五年新に學制がくせいを頒布し、貴賤貧富の別なく、男女こと〴〵學に就かしめ、初等教育より高等教育に至るまですこぶる遠大なる規模を以て教育の制度を定

めたり。これより國民の普通教育はしだいに普及し、各種の専門教育はおひ〴〵に進歩せり。殊に二十三年十月三十日、明治天皇教育に關する勅語を下して國民道德の大本を示したまひしかば、教育の方針いよ〴〵確立したり。かくて全國官公私立の學校はます〴〵整備して大いに社會文運の向上をうながし、これがために諸種の科學・文學・美術・技藝はいちじるしく進歩したり。されど一時は新奇を競ふのあまり、文藝より風俗の末に至るまでみだりに洋風を模倣まほうし、かへつてわが固有の藝術・美風を顧みざるもの少からざりしが、ほどなく國民は自覺してよく國粹を保存し、兼ねて彼の長所を採取して遂に健全なる文運の發達をとげぬ。この間に圖書・新聞・雜誌などの出版事業も年と共に進みて、すこぶ

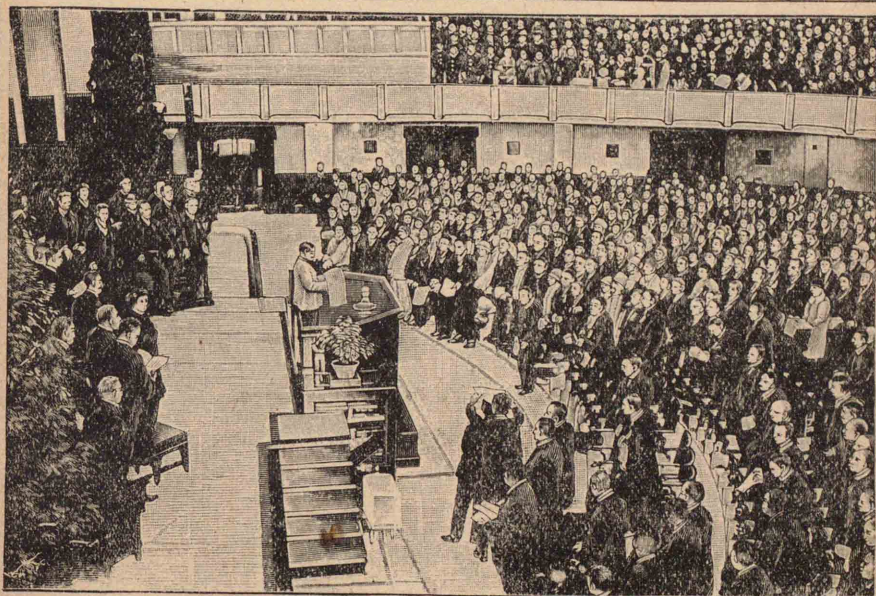
時勢の推移  
と社會の改  
善

る文化の普及を助けたりき。  
最近新奇なる思想のしきりに西洋より入來れるにつれ、わ  
が國民の中にもこれが影響を蒙るものあると共に、經濟の  
急激なる發達は、やゝもすれば生活の安定を缺き、ために諸  
種の紛争を生ぜんとする傾向あり。されど社會には法律、道  
徳、慣習などあり、人々これを遵守することによりてその幸  
福を増進するを得るものなれば、われらはこれを尊重して  
融和協調、以て共存共榮の實を擧ぐるにつとむべきなり。今  
や、政治上には、普通選舉を行ひて國民の政治に參與する範  
圍をひろめ、また陪審制度を設けて司法にも參與する途を  
開き、經濟上には、小資本の農商工業者をして協同互助の目  
的を以て信用、販賣、購買、利用などの産業組合を設けしむる

高史三

現時の思潮  
と國民の覺  
悟

と共に、一面救濟・保護・教化の社會事業を起し、世界の進運に  
ともなひて社會の健實なる進歩發達につとめつゝあり。  
現時世界の思潮はすこぶる動搖し、國家の盛衰興亡も常な  
き時に當り、獨りわが國は建國以來萬世一系の皇室を中心  
として發展し、歴代天皇の仁慈は國民の忠君愛國の至情と  
共に萬古かはらず、以て今日の繁榮を致せり。かくておほむ  
ね平和のうちには育ちたるわが國民は、古來外國の文化を容  
れてよく國風に同化し、儒教も佛教もはた歐米の文化も皆  
その長を採り短をすて、偉大なる成績を擧げ、こゝに燦然  
たる現代の文化を造りぬ。われらは將來ます／＼この卓絶  
せる國體を擁護し、天地と共にきはまりなき皇運を扶翼し  
たてまつり、またさらに東西兩洋の文化を融合して一大文



汎太平洋學術會議開るか

化を創造し、以て世界の文明に貢献せざるべからず。今や社會萬般の事業はすこぶる國際協同の氣分を帯ぶるに至り、國際聯盟に於ては世界各國の軍備問題・労働問題などを解決するため會議を開き、その他經濟に、教育に、學術に、はた赤十字事業に、通信事務に、いづれも萬國協議をとげて相互の利益をはかり、人

類の幸福を進めつゝあり。最近わが國に於て汎太平洋學術會議くわいぎの開かれて各國の諸學者來集し、各ごその研究を發表討議し、世界文化の貢獻に光彩を放ちたるが如きは、なほ吾人の記憶に新なるところなり。われらよろしくこの趨勢すうせいにかんがみ、わが國家社會の發達に盡すと共に、進みて世界人類共同の福利を増進するにつとむべきなり。顧みれば悠悠數千年、わが帝國の歴史は燦として東亞の天地に輝けり。さあれ、ひるがへりて世界に於ける帝國の現勢を見んか、その經濟力に於て未だ歐米の文明國に比すべくもあらず、その文化に於てまた彼に及ばざるところ多し。前途はなほ遠く、われらの責任や重し。國民ますく奮勵せずして可ならんや。

高等小學國史第三學年用 終

年表

御代數	天皇	紀元	年號	摘要
一	神武天皇	元元	元年	即位の禮を橿原宮に擧げたまふ
二	崇神天皇	四	四年	皇祖を鳥見山に祭りたまふ
三	垂仁天皇	六	六年	神鏡を大和笠縫邑に遷し天照大神を祭りたまふ
四	同	六	六年	農は天下の大本なりとの詔を下したまふ
五	同	六	六年	神鏡を伊勢五十鈴川の上に遷し大神を祭りたまふ
六	同	七	七年	田道間守を海外に使せしめたまふ
七	同	七	七年	天皇崩御、翌年田道間守歸朝す
八	仲哀天皇	九	九年	神功皇后新羅を伐ちたまふ
九	應神天皇	九	九年	縫工百濟より來朝す
十	同	九	九年	儒教百濟より傳はる
十一	同	八	八年	鍛冶・醸酒・機織などの職工百濟より來朝す
十二	同	八	八年	陶工・畫工・錦織の職工など百濟より來朝す
十三	同	七	七年	佛教百濟より傳はる
十四	同	七	七年	
十五	同	七	七年	
十六	同	七	七年	
十七	同	七	七年	
十八	同	七	七年	
十九	同	七	七年	
二十	同	七	七年	
二十一	同	七	七年	
二十二	同	七	七年	
二十三	同	七	七年	
二十四	同	七	七年	
二十五	同	七	七年	
二十六	同	七	七年	
二十七	同	七	七年	
二十八	同	七	七年	
二十九	同	七	七年	
三十	同	七	七年	
三十一	同	七	七年	
三十二	同	七	七年	
三十三	同	七	七年	
三十四	同	七	七年	
三十五	同	七	七年	
三十六	同	七	七年	
三十七	同	七	七年	
三十八	同	七	七年	
三十九	同	七	七年	
四十	同	七	七年	
四十一	同	七	七年	
四十二	同	七	七年	
四十三	同	七	七年	
四十四	同	七	七年	
四十五	同	七	七年	
四十六	同	七	七年	
四十七	同	七	七年	
四十八	同	七	七年	
四十九	同	七	七年	
五十	同	七	七年	
五十一	同	七	七年	
五十二	同	七	七年	
五十三	同	七	七年	
五十四	同	七	七年	
五十五	同	七	七年	
五十六	同	七	七年	
五十七	同	七	七年	
五十八	同	七	七年	
五十九	同	七	七年	
六十	同	七	七年	
六十一	同	七	七年	
六十二	同	七	七年	
六十三	同	七	七年	
六十四	同	七	七年	
六十五	同	七	七年	
六十六	同	七	七年	
六十七	同	七	七年	
六十八	同	七	七年	
六十九	同	七	七年	
七十	同	七	七年	
七十一	同	七	七年	
七十二	同	七	七年	
七十三	同	七	七年	
七十四	同	七	七年	
七十五	同	七	七年	
七十六	同	七	七年	
七十七	同	七	七年	
七十八	同	七	七年	
七十九	同	七	七年	
八十	同	七	七年	
八十一	同	七	七年	
八十二	同	七	七年	
八十三	同	七	七年	
八十四	同	七	七年	
八十五	同	七	七年	
八十六	同	七	七年	
八十七	同	七	七年	
八十八	同	七	七年	
八十九	同	七	七年	
九十	同	七	七年	
九十一	同	七	七年	
九十二	同	七	七年	
九十三	同	七	七年	
九十四	同	七	七年	
九十五	同	七	七年	
九十六	同	七	七年	
九十七	同	七	七年	
九十八	同	七	七年	
九十九	同	七	七年	
一百	同	七	七年	





四	四	四	四	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	
元	元	元	元	聖	桓	桓	平	嵯	同	同	清	宇	同	同	醍	同	朱	朱	朱	
明	正	武	武	武	武	峨	城	峨	嵯	嵯	和	多	多	多	醐	醍	雀	雀	雀	
天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	
皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇
一三六	一三〇	一三〇	一四一	一四三	一四四	一四四	一四六	一四七	一四七	一四八	一五八	一五七	一五四	一五五	一五七	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
和	同	天	天	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
銅	老	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
元	三	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は
じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ
め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め	め
た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た
ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ

年表

三

高史三

三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一		
同	同	後鳥羽天皇	同	同	同	安徳天皇	高倉天皇	二條天皇	後白河天皇	堀河天皇	後冷泉天皇	同	一條天皇	圓融天皇	同	同	同	同	同	同	同	同	村上天皇	
一八四九	一八四七	同	一八四五	一八四四	一八四三	一八四〇	一八三五	一八二九	一八二六	一七四七	一七三三	一六五五	一六五〇	一六三七	一六二〇	一六〇八	一六一二						一六一二	
同	同	文治	同	同	壽永	治承	安元	平治	保元	寛治	康平	長徳	正暦	貞元	同	天徳	天暦						天徳	天暦
五年	三年	元年	四年	三年	二年	四年	元年	元年	元年	元年	五年	元年	元年	二年	四年	二年	五年						二年	五年
和歌所を置く	藤原安子皇后に立てられたまふ	内裏炎上(宋起る)	關白藤原兼通職を從兄頼忠に譲りて薨す	關白藤原兼家職を長子道隆に譲りて薨す	關白道隆薨じ弟道兼關白となりまた薨す	前九年の役平ぐ	後三年の役平ぐ	保元の亂	平治の亂	法然淨土宗を開く	源頼朝平氏の家人伊東祐泰の請をいれて放つ	平氏西海に落つ	宇治川の戰	屋島の戰○平氏壇浦に亡ぶ	頼朝奏請して守護・地頭を置く	千載集成る	頼朝平泉を滅し河田次郎を斬る							

六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
後鳥羽天皇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
建久二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
建久二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
○ 僧榮西宋より歸朝して臨濟宗を傳ふ														
○ 賴朝征夷大將軍に任せらる														
○ 榮西建仁寺を建つ														
(蒙古起る)														
承久の變														
○ 僧親鸞眞宗を開く														
○ 僧道元宋より歸朝して曹洞宗を傳ふ														
○ 北條泰時貞永式目を定む														
○ 道元永平寺を建つ														
○ 北條時賴建長寺を建つ														
○ 僧日蓮法華宗を開く														
○ 文永の役														
○ 僧一遍時宗を開く○(マルコ、ポーロ元に来る)														
(元宋を滅す)														
○ 弘安の役														
○ 北條時宗圓覺寺を建つ														
○ 北條氏亡ぶ														
○ 建武中興														

年表

九七	後村上天皇	二〇〇一	興國二年	足利氏天龍寺船を元に遣はす (明元を滅す)
九八	長慶天皇	二〇〇六	正平二十三年	
九九	後龜山天皇	二〇〇三	元中九年	○(朝鮮起る)○神器を後小松天皇に傳へたまふ
一〇〇	後小松天皇	二〇〇七	應永四年	足利義滿金閣を北山に造る
	同	二〇〇六	同八年	義滿はじめて明と好を修む
一〇一	稱光天皇	二〇〇九	同二十六年	足利義持明との通好を絶つ
一〇二	後花園天皇	二〇一三	嘉吉三年	足利義教再び明と好を修む
	同	二〇一三	享徳二年	對馬の宗氏朝鮮と貿易を約す
一〇三	後土御門天皇	二〇一七	應仁元年	(トルコ、コンスタンチノープルを陥る) 應仁の亂起る
	同	二〇一三	同十五年	足利義政銀閣を東山に造る
	同	二〇一五	明應元年	○(コロンブス、アメリカを發見す)
一〇四	後柏原天皇	二〇一六	同七年	○(バスコ、ダ、ガマ印度に到る)
	同	二〇一七	同十四年	○(ポルトガル人印度のゴアを取る)
	同	二〇一八	同七年	(ルーテル宗教改革を唱ふ)
	同	二〇二二	同元年	○(マゼラン、フィリピン群島に到る)
一〇五	後奈良天皇	二〇三三	天文十一年	○(ザビエル印度に到る)
	同	二〇三三	同十二年	○ポルトガルの商船大隅種子島に漂着す

年表

一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五
明正天皇	後水尾天皇	後陽成天皇	正親町天皇	後奈良天皇
三九〇	三七八	三四七	三三三	三〇九
寛永七年	元和五年	慶長五年	元龜二年	天文十八年
寛永七年	元和五年	慶長五年	元龜二年	天文十八年
洋書の輸入を禁ず (オランダ人ジャバ島のバタビヤに根據を定む)	幕府キリスト教を禁ず イギリスに通商を許す○伊達政宗支倉常長を西洋に遣はす 公家諸法度を定む	○九州三大名の使ローマに入る ○豊臣秀吉キリスト教を禁ず 徳川家康藤原惺窩を招きて經史を講せしむ ○オランダ船豊後に漂着す○京都所司代を置く○(イギリス人東印度會社を起す) はじめに銀座を置く 朝鮮との通交開かる	○サビエル鹿兒島に來りキリスト教を傳ふ (イスパニヤ政廳をルソンに立つ) (ロシヤ、シベリヤの經略をはじめむ) (オランダ獨立を宣言す)	

二九	二七	二六	同	同	同	二四	同	同	二三	二三	二二	同	同	同	同	同	一〇
光格天皇	後櫻町天皇	桃園天皇	同	同	同	中御門天皇	同	同	東山天皇	靈元天皇	同	後西天皇	同	同	同	同	明正天皇
二四八	二四七	二四九	二六六	二八〇	二七五	二七一	二七二	二七〇	二四九	二三三	二三二	二二七	二〇一	一九九	一九八	一九六	三九五
天明八年	明和四年	寶曆九年	享和十一年	享和五年	正徳元年	寶永四年	同三年	元禄二年	同十一年	寛文元年	明暦三年	同十八年	同十六年	同十五年	同十三年	同十三年	寛永十年
柴野栗山昌平校の教授となる	山縣大貳斬らる	竹内式部追放せらる	關東諸國に檢地を行ふ	洋書輸入の禁を緩む	（ロシヤ・清國との貿易額を制限す）	（ロシヤ・カムチャッカ半島を占領す）	（ロシヤ千島の侵略をはじむ）	（ロシヤ・清國と國境を議定す）	湯島の聖堂成る	（明亡び清支那を統一す）	河村瑞賢江戸・陸奥間の海運を、翌年江戸・出羽間の海運をはじむ	徳川光圀大日本史の編纂をはじむ	平戸のオランダ商館を出島に移さしむ	島原の亂平ぐ	一般邦人の海外に渡航するを禁ず	○長崎に出島を築く	朱印船以外の海外に渡航するを禁ず

二九	光格天皇	二四〇	寛政二年	異學の禁を令す 尾藤二洲昌平校の教授となる
同	同	二四五	同三年	
同	同	二四六	文治元年	(ナポレオン、フランス皇帝となる)
同	同	二四六	同三年	ロシア人樺太に寇す○(オランダ、フランスの王國となる)
同	同	二四七	同四年	ロシア人蝦夷地に寇す
同	同	二四八	同五年	イギリスの軍艦長崎にて亂暴す
仁孝天皇	二四八	同七年	(イギリス、マラッカを得)	
同	二四八	同八年	外國船擄令を發す	
同	二四八	同十年	賴山陽吉野に遊ぶ	
同	二四八	同十一年	(イギリス清國と戰ふ)○(イギリス、ニュージーランドを取る)	
同	二四八	同十三年	外國船擄令を緩む○(清國イギリスと和して香港を割讓す○フランス、タヒチ島を取る)	
同	二四八	同十六年	(アメリカ合衆國清國と通商條約を結ぶ)	
孝明天皇	二四八	同十六年	合衆國の使ペリー來る○(フランス、ニューカレドニア島を取る)	
同	二四八	同十六年	合衆國との和親條約成る	
同	二四八	同十六年	(イギリス・フランスの兩國清國と戰ふ)	
同	二四八	同十六年	合衆國との通商條約成る	
同	二四八	同十六年	櫻田門外の變	
同	二四八	同十六年	(フランス交趾支那を取る)	



明治天皇御在位の成業  
 ○ 御特ニ大ナル御業

三	明治天皇	二五七	慶應三年十月廿日	○ 徳川慶喜政權を奉還す
同	同	二五六	明治元年二月	○ 外國公使に謁を賜ふ
同	同	同	同 年三月	○ 五箇條の御誓文を宣したまふ
同	同	同	同 年十二月	○ 公議所を東京に置く
同	同	二五九	同 年正月	○ 諸藩主版籍を奉還す
同	同	同	同 年三月	○ 待詔局を東京に置く
同	同	同	同 年十二月	○ 東京・横濱間に電信を通す
同	同	二五〇	同 年閏十月	○ 公使をアメリカ・イギリス・フランスなどに駐劄せしむ
同	同	二五二	同 四年正月	○ 東京・京都・大阪間に郵便制度を布く
同	同	二五三	同 五年二月	○ 東京・横濱間に鐵道を通す
同	同	同	同 年八月	○ 新に學制を布く
同	同	二五三	同 六年一月	○ 徴兵令を布く
同	同	二五四	同 七年一月	○ 副島種臣ら民選議院の設立を建白す
同	同	二五五	同 八年二月	○ 上海航路開かる
同	同	同	同 年六月	○ 第一回地方官會議開かる
同	同	二五七	同 十年十一月	○ 東京・横濱間に電話を試通す
同	同	二五九	同 十二年三月	○ 府縣會はじめて開かる
同	同	二五〇	同 十三年	○ しきりに國會の開設を請願す

年表

十

高史三

三三 明治天皇

同 同

二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四

明治十四年十月 同十五年一月 同 年三月 同 十六年 同 十七年 同十八年十二月 同二十年四月 是 年 明治二十二年二月十日 同二十三年五月 同十年十月三十日 同 年十一月 同 二十四年 同二十七年八月 同二十八年四月 同三十五年四月 同 年七月 同 年十二月

國會開設の勅語を賜ふ○自由黨成る  
 ○軍人に勅諭を賜ふ  
 ○伊藤博文をヨーロッパに遣はす○改進黨成る  
 ○(ドイツ・オーストリア・イタリアの三國同盟成る)  
 ○(イギリス、バプア島の地を取る)  
 ○内閣制度を立つ  
 ○樞密院設けらる○市制・町村制公布せらる  
 ○(イギリス、ボルネオ島の地を取る)  
 ○皇室典範・帝國憲法發布せらる  
 ○府縣制公布せらる  
 ○教育に關する勅語を賜ふ  
 ○第一回帝國議會開かる  
 ○(ロシア・フランスの二國同盟成る)  
 ○清國との國交を絶つ  
 ○清國との講和條約成る  
 ○(合衆國イスパニヤと戦ふ)  
 ○(イギリス清國威海衛を租借す○合衆國ハワイを併はす)  
 ○(合衆國フィリピン群島を併はす)

年表

十一

高史三

三三	明治天皇	二五九	明治三十二年十一月	(フランス清國廣州灣を租借す)
同	同	同	是年	(合衆國サモア島を分割す)
同	同	二六一	明治三十四年	(オーストラリア聯邦成る)
同	同	二五三	同三十五年一月	○イギリスとの同盟協約成る
同	同	二五四	同三十七年二月	○ロシヤとの國交を絶つ
同	同	同	是年	(イギリス・フランスの二國協商成る)
同	同	二五五	明治三十八年九月	○ロシヤとの講和條約成る
同	同	二五七	同三十九年	(イギリス・ロシヤの二國協商成る)
同	同	二五七	同四十年	○韓國を併合す
同	同	二五七	同四十二年	○清國亡びて支那共和國起る
二三	大正天皇	二五四	大正三年六月	○(オーストリア皇太子暗殺せらる)
同	同	同	同四年七月	○(オーストリア、セルビアと戦ふ)
同	同	同	同五年八月	○(ドイツとの國交を絶つ)
同	同	同	同六年十月	○(ドイツ領南洋諸島を占領す)
同	同	同	同七年十一月	○(トルコ大戰に参加す)
同	同	同	同八年五月	○(青島を陥る)
同	同	二五七	同九年三月	(イタリヤ大戰に参加す)
同	同	二五七	同十年四月	(ロシヤに革命起る)
同	同	同	同十一年四月	(合衆國大戰に参加す)

年表

二三	大正天皇	二五七	大正七年三月	(ロシヤ・ドイツの和成る)
同	同	同	同 年十一月	ドイツ和を請ふ
同	同	二五九	同 八年六月	ドイツとの平和條約成る
同	同	同	同 年九月	オーストリアとの平和條約成る
同	同	二五〇	同 九年六月	ハンガリーとの平和條約成る
同	同	二五八	同 十年十二月	日・英・米・佛の四國協約成る
同	同	二五二	同 十一年二月	海軍軍備制限に關する條約成る
同	同	二五六	同 十五年十月	汎太平洋學術會議開かる
二四	今上天皇	同	昭和元年十二月廿五日	天皇踐祚したまふ

年表

昭和三年一月廿三日翻刻印刷  
昭和三年二月廿八日翻刻發行

高等小學國史第三學年用一

臨時定價 金拾七錢

律

著作權所有

著作兼  
發行者

文  
部  
省

翻刻發行  
兼印刷者

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

東京書籍株式會社

代表者

石川正作

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

東京書籍株式會社工場

印刷所

東京市麴町區飯田町一丁目三番地

株式會社  
國定教科書共同販賣所

發賣所

昭和三年二月七日  
文部省檢査濟

*J. Schuele*  
*J. Schuele*  
*J. Schuele*